

障害者基本計画の推進状況（抜粋）

～平成22年度～

- ※ 障害者基本法
第16条（教育）
第25条（文化的諸条件の整備等）
関連

分野別施策		関係省庁	推進状況																																																																								
1 啓発・広報																																																																											
② 福祉教育等の推進	4 交流教育の実施など小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進する。	文部科学省	<p>○ 障害者への理解を深めるなどの観点から障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習を位置付けた新学習指導要領を実施。</p> <p>○ 「豊かな体験活動推進事業」において、交流体験等の体験活動を実施。 ※平成21年度までは委託事業、平成22年度からは補助事業として実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>推進校指定数</td> <td>805校</td> <td>806校</td> <td>929校</td> <td>923校</td> <td>1,171校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>628校</td> <td>349校</td> <td>59校</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）の児童生徒と地域の同世代の子どもや人々との交流に資するため、「交流教育ハンドブック」を作成。（平成15年度まで）</p> <p>○ 盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）と小・中・高等学校との交流及び共同学習の実施に資するため、全国特別支援教育推進連盟に委嘱し、「交流及び共同学習事例集」を作成・配布。（平成18年度）</p> <p>○ 特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。（平成20年度）</p> <p>○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。）において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>108人</td> <td>118人</td> <td>108人</td> <td>86人</td> <td>88人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>69人</td> <td>70人</td> <td>77人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校）等の児童生徒が学校教育の一環として、小・中学校等の児童生徒と共に集団活動を行う交流学习に参加する場合に必要な交通費を補助。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度補助分)</td> <td>(平成16年度補助分)</td> <td>(平成17年度補助分)</td> <td>(平成18年度補助分)</td> <td>(平成19年度補助分)</td> </tr> <tr> <td>補助対象人数</td> <td>13,331人</td> <td>13,810人</td> <td>15,759人</td> <td>16,401人</td> <td>17,797人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度補助分)</td> <td>(平成21年度補助分)</td> <td>(平成22年度補助分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,947人</td> <td>19,549人</td> <td>21,880人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				628校	349校	59校				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	108人	118人	108人	86人	88人		(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)				69人	70人	77人				(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)	補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人		(平成20年度補助分)	(平成21年度補助分)	(平成22年度補助分)				18,947人	19,549人	21,880人		
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																						
推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校																																																																						
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																								
	628校	349校	59校																																																																								
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																						
参加者数	108人	118人	108人	86人	88人																																																																						
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)																																																																								
	69人	70人	77人																																																																								
	(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)																																																																						
補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人																																																																						
	(平成20年度補助分)	(平成21年度補助分)	(平成22年度補助分)																																																																								
	18,947人	19,549人	21,880人																																																																								

分野別施策		関係省庁	推進状況																															
2 生活支援																																		
⑤ スポーツ、文化芸術活動の振興	48 障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。	文部科学省	<p>○ 各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業の認定（平成17年度まで）。</p> <p>○ 文部科学省において告示を定め、博物館において障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう促しており、各博物館や美術館においてはそれぞれエレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備などを実施。</p> <p>また、「誰にでも優しい博物館づくり事業」を実施し、博物館が年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にとって利用しやすい施設となるよう、先進事例やチェックリスト等をまとめた調査研究報告書を作成し普及啓発を実施。（平成18年度まで）</p>																															
	49 文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。	厚生労働省	<p>○ 都道府県等が実施するスポーツ指導員養成事業に対し、「地域生活支援事業」において予算補助を実施。</p> <p>○ （公財）日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。</p> <p>○ 障害者スポーツ指導員の認定</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年12月現在)</td> <td>(平成16年12月現在)</td> <td>(平成17年12月現在)</td> <td>(平成18年12月現在)</td> <td>(平成19年12月現在)</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>20,085人</td> <td>20,589人</td> <td>22,054人</td> <td>22,838人</td> <td>22,812人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年12月現在)</td> <td>(平成21年12月現在)</td> <td>(平成22年度12月現在)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>22,190人</td> <td>21,755人</td> <td>21,713人</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>○ バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・設備の整備を促進（平成18年3月まで）。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>20か所</td> <td>9か所</td> <td>9か所</td> </tr> </table>		(平成15年12月現在)	(平成16年12月現在)	(平成17年12月現在)	(平成18年12月現在)	(平成19年12月現在)	人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人	22,812人		(平成20年12月現在)	(平成21年12月現在)	(平成22年度12月現在)				22,190人	21,755人	21,713人				(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	20か所	9か所
	(平成15年12月現在)	(平成16年12月現在)	(平成17年12月現在)	(平成18年12月現在)	(平成19年12月現在)																													
人数	20,085人	20,589人	22,054人	22,838人	22,812人																													
	(平成20年12月現在)	(平成21年12月現在)	(平成22年度12月現在)																															
	22,190人	21,755人	21,713人																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																															
箇所数	20か所	9か所	9か所																															
		文部科学省	<p>○ 文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。</p> <p>(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者割引の導入や字幕表示など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 ・ 客席内・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 <p>(2) 独立行政法人国立文化財機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ エレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備 ・ 点字による案内パンフレットを配布。（東京国立博物館） ・ ボランティアを対象とする車椅子研修（年1回）の実施。（東京国立博物館） ・ 障害者のための観覧日の設置。（東京国立博物館、九州国立博物館） ・ オストメイト対応トイレを設置。（東京国立博物館、九州国立博物館（平成21年度～） ・ 手話通訳つきガイドツアー（たてもの散歩・月1回ほか）を実施。（東京国立博物館） ・ 視覚障害者用誘導ブロック設置（九州国立博物館）（平成17年度～） ・ 生涯学習ボランティアのなかにバリアフリー班を組織し、車椅子利用者、視聴覚障害者等への対応研修を開始（東京国立博物館）（平成22年度～） ・ 視覚障害者対応のため筆談用ボードの使用を開始（東京国立博物館、九州国立博物館）（平成22年度～） 																															

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを作成し、ホームページでの掲載を開始（東京国立博物館）（平成22年度～） ・ 視覚障害者への研究員・ボランティア等による展示解説・館内案内・体験用資料を活用した展示観覧支援の実施（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ 聴覚障害者対応のための土日を中心とした手話通話ボランティアの館内活動（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ ボランティアによる車椅子等の利用者へのサポート（九州国立博物館）（平成22年度～） ・ 3次元プリンターの出力による文化財の複製品を用いた、触れることにより視覚障害者の作品の理解を助けるハンズオンのプログラムづくり（九州国立博物館）（平成22年度～） <p>(3) 独立行政法人国立美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所蔵作品展・企画展・上映会（一部共催を除く）における障害者及び介護者（原則1名）の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（国立西洋美術館） ・ ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館） ・ 講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補助器の使用が可能。（国立新美術館） ・ オストメイト対応トイレを設置。（東京国立近代美術館） <p>(4) 芸術水準の向上に資すると認められる舞台芸術や日本映画の製作活動などに対する支援事業において、団体等からの申請に応じ、字幕作成にかかる経費等を助成対象に含めている。</p> <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体等が行う各種障害者スポーツ関連行事を後援。 ○ 高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入し、また、特別支援学校の生徒作品の展示会、ワークショップや生徒が出演するコンサートを開催するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第10回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成22年10月23日～25日・千葉県） ○ 平成22年度に開催された競技会（「ジャパンパラリンピック」など）等に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。 ○ 障害者の自立と社会参加意欲の高揚を図るとともに、障害者への理解を促進するため、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する都道府県において、障害者芸術・文化祭を開催。（第10回：平成22年12月10日～12日・徳島県で開催） <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催。 ○ （財）日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツ全国会議を開催。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第10回全国障害者スポーツ大会（千葉県）にて、精神障害者競技としてバレーボールを実施。
50 全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。	文部科学省	
51（財）日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む。	文部科学省	
	厚生労働省	

分野別施策	関係省庁	推進状況																								
	84 思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。 ○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(平成15年度)</td> <td style="text-align: center;">(平成16年度)</td> <td style="text-align: center;">(平成17年度)</td> <td style="text-align: center;">(平成18年度)</td> <td style="text-align: center;">(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">箇所数</td> <td style="text-align: center;">19か所</td> <td style="text-align: center;">23か所</td> <td style="text-align: center;">37か所</td> <td style="text-align: center;">52か所</td> <td style="text-align: center;">61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(平成20年度)</td> <td style="text-align: center;">(平成21年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">62か所</td> <td style="text-align: center;">64か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。 ○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。 ○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	(平成21年度)					62か所	64か所			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																					
	(平成20年度)	(平成21年度)																								
	62か所	64か所																								
	85 精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで） ○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度） 																								
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。 ○ 平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた。（平成16年度） 																								
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで） ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。 																								

分野別施策	関係省庁	推進状況								
<p>② 専門機関の機能の充実と多様化</p>	<p>86 近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。</p> <p>87 盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う地域の障害のある子どもの教育のセンター的な役割も果たす学校へ転換を図る。</p>	<p>厚生労働省 文部科学省</p> <p>○精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。</p> <p>○中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p> <p>○地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。</p> <p>○平成16年1月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校におけるLD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。</p> <p>厚生労働省</p> <p>○在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1192 2404 1270"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>文部科学省</p> <p>○中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえて、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p>		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	箇所数	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）							
箇所数	536か所	578か所	656か所							

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「障害のある子どものための地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。 ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、特別支援学校は小・中学校等に在籍する児童生徒やその教育を担当する教師等に対して助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすよう努めることを規定。（平成20年度～）
<p>③ 指導力の向上と研究の推進</p>	<p>89 学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。</p> <p>91 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、大学等において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉等の関係機関の連携による支援体制の構築や学校外部の専門家を活用した巡回相談等の実施などを行う「特別支援教育体制推進事業（平成22年度より「特別支援教育総合推進事業）」を47都道府県で実施。 ○ 「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の外部の専門家を活用した指導体制の構築等についての実践研究を10都府県に委嘱して実施。（平成15年度まで） ○ 「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」において、理学療法士等の外部専門家を活用した指導方法等の改善について実践研究を12県市に委託して実施。（平成21年度まで） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、我が国唯一のナショナルセンターとして、LD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導法等について、「発達障害教育指導者研究協議会」「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」等の専門的な研修を実施。 ○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。（平成18年度～） ○ 免許法認定講習や校内研修プログラムの開発、多様な人材を活用した専門性の高い指導体制の構築等についての実践研究を14都府県に委嘱。（平成15年度まで） ○ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、教員の専門性の向上に努めている。 ○ 教育職員免許法上の「特殊教育の免許状」として、「盲学校特殊教科（理学療法）教諭の免許状」（平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状（理学療法）」）を創設。（平成16年7月～） <p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。）において、主たる研究として、以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際研究－自立活動を中心に－」（平成12年度～平成15年度） ・「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」（平成13年度～平成15年度） ・「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」（平成13年度～平成15年度） ・「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」（平成13年度～平成15年度） ・「弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究－弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について－」（平成14年度～平成15年度） ・「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究－知的障害養護学校における教育課程、指導法、環境整備を中心に－」（平成15年度～平成17年度） ・「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」（平成15～平成17年度） ・「特別支援教育コーディネーターに関する実践的研究」（平成15年度～平成17年度）

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制の構築と活用に関する実際研究（平成16年度） ・「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」（平成16年度～平成18年度） ・「『個別の教育支援計画』の策定に関する実際研究」（平成16年度～平成17年度） ・「拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実践的研究」（平成16年度～平成18年度） ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究（平成16年度～平成19年度） ・交流及び共同学習に関する実際研究（平成17年度～平成19年度） ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究（平成18年度～平成19年度） ・小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究（平成18年度～平成19年度） ・発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究（平成18年度～平成19年度） ・特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際研究（平成18年度） ・特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究（平成20年度～平成21年度） ・自閉症スペクトラムの児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際研究（平成20年度～平成21年度） ・小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究（平成20年度～平成21年度） ・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究（平成22年度～） ・特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究—必要性の高い指導内容の整理と教育課程のモデルの提案—（平成22年度～） ・特別支援学級における自閉症のある児童生徒への国語科指導の実際—習得状況の把握と指導内容の編成及び実践を中心に—（平成22年度～） ・発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究—幼児教育から後期中等教育への支援の連続性—（平成22年度～） <p>○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究成果に係る情報提供については、総合的な情報提供体制の整備に努め、下記のとおり情報提供を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・研究成果に基づくガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関への配布や、Webサイト上での公開を行うとともに、特別支援教育に関する図書資料の収集・整備、データベースの整備を推進。（「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもへの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」、「自閉症教育実践ガイドブック」、「自閉症教育実践ケースブック」等を作成。（平成17年度まで）） ・国立特別支援教育総合研究所セミナーを2回開催し、研究成果の効果的な普及を実施したほか、都道府県等が行う研修等へ研究所員を講師として派遣。 <p>○ 平成20年度より「発達障害教育情報センター」において、インターネットを通じて同研究所における発達障害に関する研究成果を配信。</p>
④ 社会的及び職業的自立の促進	92 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。	○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																
	<p>93 後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。</p>	<p>○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～）</p> <p>○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>○ 中・高等学校の学習指導要領において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（中：平成19年度～、高：平成20年度～）</p> <p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>厚生労働省</p> <p>○ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児（者）通園事業を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1465 2754 1612"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>204か所</td> <td>229か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>276か所</td> <td>286か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>文部科学省</p> <p>○ 我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学において、社会人等の障害者を受け入れ。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1728 2798 1948"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度第1学期)</td> <td>(平成16年度第1学期)</td> <td>(平成17年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td>学部生</td> <td>502人（全学生の0.58%）</td> <td>435人（全学生の0.50%）</td> <td>445人（全学生の0.51%）</td> </tr> <tr> <td>大学院生</td> <td>25人（全学生の0.20%）</td> <td>32人（全学生の0.41%）</td> <td>30人（全学生の0.40%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成18年度第1学期)</td> <td>(平成19年度第1学期)</td> <td>(平成20年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>449人（全学生の0.53%）</td> <td>448人（全学生の0.55%）</td> <td>449人（全学生の0.58%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>49人（全学生の0.69%）</td> <td>31人（全学生の0.50%）</td> <td>30人（全学生の0.50%）</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所		(平成20年度)	(平成21年度)					276か所	286か所					(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)	学部生	502人（全学生の0.58%）	435人（全学生の0.50%）	445人（全学生の0.51%）	大学院生	25人（全学生の0.20%）	32人（全学生の0.41%）	30人（全学生の0.40%）		(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)	(平成20年度第1学期)		449人（全学生の0.53%）	448人（全学生の0.55%）	449人（全学生の0.58%）		49人（全学生の0.69%）	31人（全学生の0.50%）	30人（全学生の0.50%）
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所																																													
	(平成20年度)	(平成21年度)																																																
	276か所	286か所																																																
	(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)																																															
学部生	502人（全学生の0.58%）	435人（全学生の0.50%）	445人（全学生の0.51%）																																															
大学院生	25人（全学生の0.20%）	32人（全学生の0.41%）	30人（全学生の0.40%）																																															
	(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)	(平成20年度第1学期)																																															
	449人（全学生の0.53%）	448人（全学生の0.55%）	449人（全学生の0.58%）																																															
	49人（全学生の0.69%）	31人（全学生の0.50%）	30人（全学生の0.50%）																																															
	<p>94 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。</p>																																																	

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>(平成21年度第1学期) (平成22年度第1学期) 520人(全学生の0.69%) 501人(全学生の0.65%) 31人(全学生の0.55%) 55人(全学生の0.98%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者に対する配慮として、放送大学において、 <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習支援施設である学習センターのバリアフリー化。(エレベータやスロープの付設、障害者用トイレの付設など) ・字幕番組の制作、放送。 ・単位認定試験の受験に際し、試験時間の延長や、音声、点字による出題。 ・大学院(修士全生)の入学選考の際に障害の程度に応じて、試験時間の延長などの特別措置を実施。 ・保健体育科目として、身体障害者に対する体育実技授業科目の開設。 ・視覚障害者に対する就学環境の整備を図るため、印刷教材を音声出力や点字表示するためのテキストデータの提供等を実施。 ・面接授業において障害の状態に合わせ、適切な座席の確保。
<p>⑤ 施設のバリアフリー化の促進</p>	<p>95 教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成15年4月)に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 「学校施設バリアフリー化推進指針」を平成16年3月に策定し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 具体的な計画・設計手法等に関する事例を紹介した「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を平成17年3月に作成し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行(平成18年12月)に伴い、盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を紹介した「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」を平成19年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 特別支援教育を推進するため、「特別支援学校施設整備指針」を平成19年7月に策定するとともに、小学校施設整備指針等の特別支援教育関連規定の一部改訂を行い、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 特別支援学校や小・中学校等の施設整備事例を紹介した「特別支援教育推進のための学校づくりを目指して～特別支援教育を推進するための施設整備事例集～」を平成20年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 特別支援学校の学習指導要領等の改訂などに伴い、「特別支援学校施設整備指針」を平成23年3月に改訂し、各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集について、研修会等を通じて普及啓発活動を実施。 ○ 学校施設のバリアフリー化に係る取組みについて、スロープ、障害者用トイレ、エレベータ等の整備について国庫補助の対象とするなど、設置者のバリアフリー化の推進を支援。

分野別施策		関係省庁	推進状況								
	96 障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進する。	厚生労働省 文部科学省	○ バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・整備の促進（平成18年3月まで）。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成15年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成16年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">整備数</td> <td style="text-align: center;">20か所</td> <td style="text-align: center;">9か所</td> <td style="text-align: center;">9か所</td> </tr> </table> ○ 特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校）又は小・中学校の特別支援学級（平成18年度までは特殊学級）等において障害に適應した教育を実施する上で必要とする設備を整備するために要する経費の一部を補助。平成17年度より一般財源化により地方において整備。		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	整備数	20か所	9か所	9か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）								
整備数	20か所	9か所	9か所								

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>イ 雇用への移行を進める支援策の充実</p>	<p>127 盲・聾・養護学校卒業生の企業への雇用を進めるため、労働機関福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後を通じた適切な支援を行う。</p> <p>128 また、障害者が、就業を行う上で必要な各種の資格の取得において不利にならないよう、高等教育機関等の試験等で必要な配慮を進める。</p>	<p>○ 障害者雇用に関する円滑・効果的な連携のための連絡・調整や、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策の協議等のため、都道府県労働局及び都道府県関係部局を中心に事業主団体、労働組合等の関係機関からなる都道府県障害者雇用連絡協議会を、また、公共職業安定所を中心に地域における教育、福祉、医療機関等からなる障害者雇用連絡会議を開催。</p> <p>○ 関係機関の連携による就労支援の効果的なあり方を検討するため、「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会を開催。（平成18年7月～平成19年7月）</p> <p>○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>○ 平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業（平成20年度より「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」、平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」）を47都道府県で実施。（「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。）</p> <p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 特別支援学校（平成19年3月までは盲・聾・養護学校）生徒については、特別支援学校と連携し、地域障害者職業センターによる職業評価等、特別支援学校における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての特別支援学校への情報提供・あっせん、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。 平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道府県労働局に発出。</p> <p>○ 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援対策に関する理解の促進や就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。</p> <p>○ 平成17年11月、「資格取得試験等における配慮推進チーム」での検討結果を踏まえ、国が直接実施する資格取得試験等において、各試験制度で共通的に対応すべき配慮事項を取りまとめた「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な配慮について」を「障害者施策推進課長会議」で決定し、各省庁において関係部局に周知するとともに、内閣府のホームページに公表。</p> <p>○ 資格取得試験 欠格条項見直しの対象となった63制度のうち、資格取得試験を行っている制度は40制度であり、そのうち資格取得試験の実施にあたり、用意又は試験実施機関へ要請している受験者への配慮の主な内容【制度数】は以下のとおり。なお、現在までに見直しの対象となった資格取得試験を伴う40制度について必要な見直しを終了したところ。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																								
		<table border="1" data-bbox="1469 178 2686 483"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> <td>3制度</td> </tr> <tr> <td>②試験会場、校舎等のバリアフリー化</td> <td>5制度</td> <td>6制度</td> <td>6制度</td> <td>7制度</td> </tr> <tr> <td>③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮</td> <td>23制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> </tr> <tr> <td>④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置</td> <td>22制度</td> <td>23制度</td> <td>23制度</td> <td>23制度</td> </tr> <tr> <td>⑤試験時間の延長</td> <td>21制度</td> <td>22制度</td> <td>22制度</td> <td>22制度</td> </tr> <tr> <td>⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用</td> <td>19制度</td> <td>20制度</td> <td>20制度</td> <td>21制度</td> </tr> <tr> <td>⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）</td> <td>23制度</td> <td>24制度</td> <td>24制度</td> <td>31制度</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1389 514 2861 703">○ 司法試験においては、試験の公正かつ適正な実施に資するため、障害者の有する障害の要因をできる限り排除し、学力を公正に評価するために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、答案用紙の拡大、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。</p> <p data-bbox="1389 745 2861 966">○ 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定審査においては、その有する知識及び能力について試験を受けることに関して健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ、健常者と同一の条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する措置として拡大鏡の使用、問題集・答案用紙の拡大、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として記述式問題の解答を作成するに当たってのパソコン（ワープロ）の使用、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。</p> <p data-bbox="1240 1008 2861 1575">○ 教育・養成 ・従来から各国公私立大学等に対し、大学入学者選抜実施要項や各種会議を通じて、障害のある入学志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学を促す観点から、受験の機会を確保するよう障害の種類・程度に応じ、点字による出題、試験時間、試験場の整備等障害のある人に対する受験上の特別な措置をとることなどの配慮を求めている。 ・それらの趣旨を踏まえて、大学入試センター試験や各大学の個別試験においては、事前相談、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーザーライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答などの特別な措置に講じている。なお、大学入試センター試験においても、平成23年度試験から発達障害のある受験生に配慮した受験も開始した ・障害を有する学生が、円滑な学生生活を送れるよう学習支援体制の整備を図るため以下の事項について措置。 ① 国立大学については、障害者が学習しやすい環境を整備するための整備面での整備やエレベーター、スロープ等施設面で整備を支援。 ② 私立大学等についても、障害者の受入人数等に応じた経常費補助金の増額措置や施設のバリアフリー化を推進するため補助。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度	②試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度	③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度	④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度	⑤試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度	⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度	⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）	23制度	24制度	24制度	31制度
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																						
①試験等を受ける際の申し込みに必要な書類の変更	3制度	3制度	3制度	3制度																																						
②試験会場、校舎等のバリアフリー化	5制度	6制度	6制度	7制度																																						
③試験問題の拡大文字、点字、読み上げ等の配慮	23制度	24制度	24制度	24制度																																						
④試験会場への手話通訳者、移動介助者等の配置	22制度	23制度	23制度	23制度																																						
⑤試験時間の延長	21制度	22制度	22制度	22制度																																						
⑥実技試験における福祉用具等の補助的手段の活用	19制度	20制度	20制度	21制度																																						
⑦その他（座席位置の配慮、別室での受験等）	23制度	24制度	24制度	31制度																																						

分野別施策		関係省庁	推進状況
6 保健・医療			
① 障害の原因となる疾病等の予防・治療	141 学校、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図る。	厚生労働省 文部科学省	<p>○ 地域保健法の規定に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域保健対策の総合的な推進のため、地域保健と産業保健が連携を図り、健康教育や健康相談及び施設などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること等により、保健事業の提供機会を充実。</p> <p>○ 職域においては、労働安全衛生法に基づき、事業者が定期健康診断を労働者に実施するとともに、50人以上の事業場では産業医の選任により、50人未満の事業場では健康管理に必要な医学知識を有する医師による健康管理及び地域産業保健センター等の活用により健康相談、指導等を実施し、これらを通じて労働者の健康確保を推進。</p> <p>○ 就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期的に、学校保健安全法に基づき、学校において健康診断を実施。</p>